　1401



一般社団法人日本原子力学会

会員サービス委員会規程

2020年9月29日　第3回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）組織規程（0103）第３ 条に規定された会員サービス委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項について審議および連絡調整する。

１　会員サービスに関する事項

２　会員増強に関する事項

３　会員の入会，退会ならびに会員名簿の整理に関する事項

４　会員との情報交換，情報提供（ホームページ等）などへの対応に関する事項

５　その他会員に関する事項

（組織）

第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

（１）会員担当理事　2名以上

（２）企画、総務および財務担当理事のうちから各1名以上

（３）事務局長

（４）特別委員

（５）委員長が必要と認めた会務に関する経験者若干名

２　委員会には，委員長1名，副委員長1名，幹事1名をおく。

３　特別委員は，副会長のほか，編集担当理事，部会等運営担当理事，各1名とする。

第４条　委員会の円滑な運営を図るため，委員会の下に小委員会，WG，タスク等を置くことができる。

（任期）

第５条　第３条第１項の（１），（２），（４）のメンバーの任期は理事としての任期とする。（５）の委員の任期は2年（再任可）とする。

（委員長）

第６条　委員長は，会員担当理事のうちから会長が指名する。

２　委員長は，委員会を招集し，会務を総括する。

３　委員長は，議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

（副委員長）

第７条　副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故ある時，その職務を代行する。

（幹事）

第８条　幹事は，委員のうちから委員長が指名する。

２　幹事は，委員長，副委員長を補佐して会務を整理する。

（委員）

第９条　第３条第１項の（５）の委員は，委員長が指名する。

２　委員は，会務を処理する。

（委嘱）

第10条　理事以外の委員は，会長が委嘱する。

２　委員会に設置される幹事会，小委員会，WGおよびタスクのメンバーは委員会で決定し，委員長が委嘱する。

（議事）

第11条　委員会の議事は，委員総数の過半数の出席をもって成立する。出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

２　緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議事することができる。

（委員以外の者の出席）

第12条　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員以外の者の出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（議事録）

第13条　委員会の議事録は，幹事が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載して，委員会の承認を経て保存しなければならない。

（理事会への報告）

第14条　委員会の議決事項は，委員長もしくは委員となっている理事が，理事会に報告するものとする。

（改定）

第15条 本規程の改定は，会員サービス委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成26年5月28日　第7回理事会制定，平成26年6月20日施行

２　改訂履歴

1. 2020年8月26日　第1回会員サービス委員会起案，2020年9月29日　第3回理事会承認

附則

１　2020年8月26日起案の規程は，理事会承認の日から施行する。